

愛知県外国人介護人材受入促進事業実施要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧
1、2 略 3 補助事業の内容 (1) 外国人介護人材定着促進事業 ア 内容 略 イ 補助対象事業者 外国人介護人材を受入れる(予定を含む。)介護保険法(平成9年法律第123号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく事業所・施設(以下「介護事業所」という。)を運営する法人 なお、外国人介護人材を受入れる予定の場合は、補助年度3月31日までに雇用しなければならない。 (2) 外国人介護人材獲得強化事業 ア 内容 略 イ 補助対象事業者 外国人介護人材を受入れる(予定を含む。)介護事業所、<u>社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年5月26日法律第30号)第40条第2項第1号から3号に基づく介護福祉士養成施設又は日本語学校</u>を運営する法人 4 留意事項 略 5 その他 略 附 則 略 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年7月15日に施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	1、2 趣旨 同左 3 補助事業の内容 (1) 外国人介護人材定着促進事業 ア 内容 同左 イ 補助対象事業者 外国人介護人材を受入れる(予定を含む。)介護保険法(平成9年法律第123号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく事業所・施設(以下「介護事業所」という。)<u>又は社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年5月26日法律第30号)第40条第2項第1号から3号に基づく介護福祉士養成施設(以下「介護福祉士養成施設」という。)</u>を運営する法人 なお、外国人介護人材を受入れる予定の場合は、補助年度3月31日までに雇用しなければならない。 (2) 外国人介護人材獲得強化事業 ア 内容 同左 イ 補助対象事業者 外国人介護人材を受入れる(予定を含む。)介護事業所、介護福祉士養成施設又は日本語学校を運営する法人 4 留意事項 同左 5 その他 同左 附 則 同左